

平成 23 年 5 月 1 日
室蘭市病院事業管理者
土肥 修司

備品等購入に関する手続きについて

1. 申請者は『備品等 購入申請書（消耗品除く）』（以下申請書）に必要事項を記入し、課長（主幹）統括課長・所属長（局長・室長・技師長、医師は診療科責任者）の承認を得たのち総務課財務係に提出する。
2. 総務課財務係は申請書に基づき下記業務を行う。
 - ① 採算性の調査
 - ② 同等品の有無に関する調査
 - ③ 複数業者への見積り照会
 - ④ 導入実績施設調査ならびに価格調査
 - ⑤ 納入業者および購入価格案に関する提案
3. 購入単価または総額が税込10万円未満の場合は財務係長、税込10万円以上20万円以下の場合は総務課長が決裁する。
4. 購入単価または総額が税別20万円以上の場合においては、総務課財務係が作成する稟申書により、最終的な購入承認を受ける。
5. 上記の手続きを経て総務課財務係が発注を行う。
6. なお、次年度予算編成に基づく医療機器等の申請手続きについては別に定める。
7. この規定は平成23年5月1日より実施する。

以 上